

令和2年3月吉日

お客様各位

上田信用金庫

夜間金庫利用料および利用規定改定のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご契約いただいております夜間金庫の利用料につきまして、下記の通り改定させていただくことと致しましたので、お知らせ致します。

令和2年4月1日付で施行される改正民法を踏まえて、夜間金庫利用規定を改定いたします。

なお、改正後の規定は、すでにお取引をいただいているお客様にも適用となりますので、ご了承願います。

今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

○夜間金庫利用料

1. 改定日 令和2年4月1日（水）より
2. 改定内容

現行		改定後
月 2,200 円（税込み）	→	会員・員外に区分 会員：月 5,500 円（税込み） 員外：月 11,000 円（税込み）

※利用料は6か月分を前受させていただきます。

※4月と10月の年2回ご指定の口座から自動引き落としさせていただきます。

○夜間金庫利用規定

1. 改定日 令和2年4月1日（水）より
2. 改定内容

別添の通り

※今回の改定となる規定改定箇所は、下線表示しております。

以上

夜 間 金 庫 利 用 規 定

第1条 この規定の取引に係る契約の成立

「お客さまは、当金庫の「夜間金庫規定」の各条項を承諾の上、この取引を申し込みます。なお、本申込書提出後、当金庫が承諾することにより、上記夜間金庫取引に係る契約が成立するものとします。」

第2条 用品

当金庫は夜間金庫を利用される方に、投入口用鍵・入金袋・入金袋正鍵（以下夜間金庫用品という。）をお貸しいたします。

第3条 使用時間

夜間金庫への入金袋の投入は、毎日の営業時間終了時から翌営業日の午前8時までといたします。

但し、休・祭日には終日使用ができません。

第4条 利用範囲

夜間金庫は、ご利用者名義の当座勘定および普通預金へのご入金の場合だけに使用できます。

第5条 利用方法

ご入金の際は、所定の入金伝票に氏名・金額等必要事項を記入して、現金・小切手等を入金帳とともに入金袋へ入れて施錠し、投入口の扉を所定の鍵により開けてご投入ください。入金袋を投入後は必ず投入口は施錠し、鍵はお持ち帰りください。

第6条 開袋

当金庫は、毎営業日の営業開始時に当金庫の所持する入金袋副鍵をもって入金袋を開き、ご入金金額と入金伝票記載金額とを照合確認のうえ、開袋の日付をもってご指定の預金口座にご入金の手続きをいたします。

第7条 入金袋の返還

入金手続きが完了したときは、入金帳の所定欄に受領印を押印し入金袋および入金帳などをお返し致します。

第8条 入金金額の相違

入金袋に在中のご入金金額が、万一入金伝票記載金額と相違する場合は、当金庫で確認した金額をもってご入金手続きをいたします。

第9条 金庫の責任

1. 投入口から投入された入金袋については、当金庫が第5条によりその内容を確認する以前に、当金庫の責めに帰せざる事由によりご損害が生じましても、当金庫は一切その責任を負いません。

2. ご利用者がこの規程に違背して事故が生じた場合は、該当のご利用者に損害を負担していただき、当金庫は一切その責任を負いません。

第10条 用品の管理

夜間金庫用品は十分注意して保管してください。もし、これらを喪失または破損したときは、ただちに当金庫にお届けください。なお、喪失した用品の再交付のご依頼を受けた場合、再交付に際しましてはその用品の実費を申し受けます。

第11条 転貸等

夜間金庫用品は、他の者に転貸、譲渡または質入れすることはできません。

第12条 解約

この約定は、利用者または当金庫のいずれか一方の都合によりいつでも、また3ヶ月以上ご使用のない場合も解約することができます。解約の際は、夜間金庫用品をただちに当金庫へお返しくください。

第13条 利用料

夜間金庫の利用料は6か月分を前受させていただきます。(4月と10月に指定口座から引落しをさせていただきます。)なお、初回利用料については、契約日の属する月を含め、最初に到来する3月または9月までの期間の月割計算となります。

契約期間内において異動(会員・員外)があった場合は、異動日の属する月の翌月から利用料の改定を行うこととし、差額分を個別に返戻または徴求させていただきます。

解約の申出を受けたときは、解約日の属する月を除き、未経過月数に該当する利用料を返戻いたします。

第14条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。